

可児市国民保護計画(原案)

可 児 市

目 次

第1編 総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	7
1	基本的人権の尊重	7
2	国民の権利利益の迅速な救済	7
3	国民に対する情報提供	7
4	関係機関相互の連携協力の確保	7
5	国民の協力	7
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	8
7	災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	8
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	8
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	9
1	関係機関の事務又は業務の大綱	9
2	関係機関等の連絡先	11
3	国民保護に関する仕組み	11
第4章	市の地理的、社会的特徴	12
1	地理的特徴	12
2	社会的特徴	13
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態	16
2	緊急処理事態	16

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	17
1	市における組織・体制の整備	17
2	関係機関との連携体制の整備	19
3	通信の確保	22
4	情報収集・提供等の体制整備	23
5	研修及び訓練	26

第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	28
1	避難に関する基本的事項	28
2	避難実施要領のパターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備	32
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	32
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動体制の迅速な確立	35
1	初動体制	35
2	市対策本部への移行	35
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	市対策本部の設置等	37
1	市対策本部	37
2	現地調整所	38
3	通信の確保	39
第3章	関係機関相互の連携	41
1	国・県対策本部との連携	41
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	41
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	41
4	他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託	42
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	42
6	市の行う応援等	43
7	ボランティア団体等に対する支援等	44
8	住民への協力要請	44
第4章	警報及び避難の指示等	46
1	警報の伝達等	46
2	避難住民の誘導等	48

第5章	救援	5 6
1	救援の実施	5 6
2	関係機関との連携	5 6
3	救援の内容	5 7
第6章	安否情報の収集・提供	6 2
1	安否情報の収集	6 2
2	県に対する報告	6 2
3	安否情報の照会に対する回答	6 2
4	日本赤十字社に対する協力	6 4
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	6 4
第7章	武力攻撃災害への対処	6 6
1	生活関連等施設の安全確保等	6 6
2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	6 8
3	応急措置等	7 2
第8章	被災情報の収集及び報告	7 7
1	被災情報の収集	7 7
2	被災情報の報告	7 7
3	被災情報の提供	7 7
第9章	保健衛生の確保その他の措置	7 8
1	保健衛生の確保	7 8
2	廃棄物の処理	7 9
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 0
1	生活関連物資等の価格安定	8 0
2	避難住民等の生活安定等	8 0
3	生活基盤等の確保	8 0
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 1
1	特殊標章等の交付及び管理	8 1
2	特殊標章等	8 1
3	特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発	8 2
第4編 復旧等		
第1章	応急の復旧	8 3
1	基本的考え方	8 3
2	公共的施設の応急の復旧	8 3

第2章	武力攻撃災害の復旧	84
1	基本的考え方	84
2	市が管理する施設及び設備の復旧	84
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償及び損害補償	85
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
第5編	緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態	86
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第118号。以下「法」という。)、その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び岐阜県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、可児市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、**住民**市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務にかんがみ法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、基本指針の見直しや国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

また、見直しに当たっては、可児市国民保護協議会（以下、「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は行わない。

4 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(住民関連)

<u>用語</u>	<u>定義</u>
<u>避難住民等</u>	<u>避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</u>
<u>災害時要援護者</u>	<u>次のいずれかに該当する者をいう。</u> <u>1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者</u> <u>2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者</u> <u>3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者</u> <u>4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者</u> <u>例えば、高齢者・障害者・乳幼児・外国人等が考えられる。</u>

(武力攻撃関連)

<u>用語</u>	<u>定義</u>
<u>武力攻撃</u>	<u>我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。</u>
<u>武力攻撃事態</u>	<u>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。</u>
<u>武力攻撃予測事態</u>	<u>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</u>
<u>武力攻撃事態等</u>	<u>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。</u>
<u>緊急処理事態</u>	<u>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</u>
<u>武力攻撃災害</u>	<u>武力攻撃や緊急処理事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。</u>
<u>NBC攻撃</u>	<u>核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。</u>
<u>ゲリラ</u>	<u>不正規軍の要員をいう。</u>
<u>ダーティボム</u>	<u>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。</u>

(避難、救援、武力攻撃災害への対処関連)

用語	定義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第113条による。)
国対策本部	武力攻撃事態等対策本部をいう。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。)第10条による。)
県対策本部	岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
市対策本部	可児市国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
市警戒本部	可児市国民保護警戒本部をいう。
国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長をいう。 (事態対処法第11条による。)
県対策本部長	岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)
市対策本部長	可児市国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)

(関係機関、施設関連)

用語	定義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定す

	<p><u>る機関</u></p> <p><u>2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関</u></p> <p><u>3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関</u></p> <p><u>4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関</u></p>
<u>指定地方行政機関</u>	<u>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</u>
<u>指定公共機関</u>	<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第10号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</u>
<u>指定地方公共機関</u>	<u>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和44年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</u>
<u>指定公共機関等</u>	<u>指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。</u>
<u>警察官等</u>	<u>警察官及び自衛官をいう。</u>
<u>警察署長等</u>	<u>警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。</u>

（原子力災害関連）

<u>用語</u>	<u>定義</u>
<u>武力攻撃原子力災害</u>	<u>武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。</u>
<u>応急対策</u>	<u>武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。</u>

<u>事業所外運搬</u>	<u>原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬をいう。</u>
<u>原子力事業者</u>	<u>原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者をいう。</u>

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から~~住民~~国民の生命、身体及び財産を保護し、~~国民~~国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切に提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体に対する支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するとともに、指定公共機関等及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意する。
また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置について、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市

事務又は業務の大綱
市国民保護計画の作成 市国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

事務又は業務の大綱
県国民保護計画の作成 県国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の通知 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 交通規制の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 他管区警察局との連携 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局 (名古屋防衛施設支局)	所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東海総合通信局	電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 非常事態における重要通信の確保 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	地方公共団体に対する災害融資 金融機関に対する緊急措置の指示 普通財産の無償貸付 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税関	輸入物資の通関手続
原子力事務所	原子力発電所等の安全確保
東海北陸厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
岐阜労働局	被災者の雇用対策
東海農政局	武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
中部森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	救援物資の円滑な供給の確保 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	鉱山における災害時の応急対策 危険物等の保全
中部地方整備局	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 港湾施設の使用に関する連絡調整
中部運輸局	運送事業者への連絡調整 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	飛行場使用に関する連絡調整 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (岐阜地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

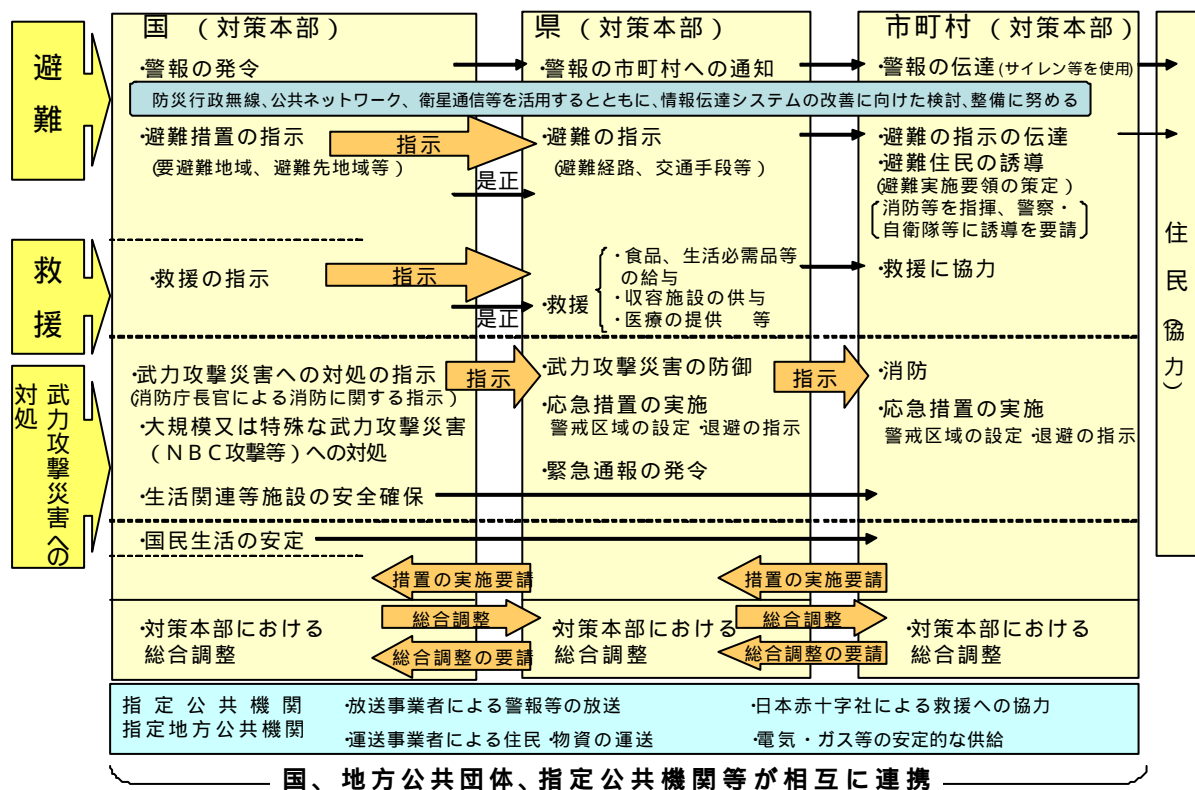
運送事業者	避難住民の運送及び緊急物資の運送 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 における協力 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	救援への協力 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関等の連絡先

関係機関等の連絡先については、別に定める。

3 国民保護に関する仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

本市は岐阜県の東南部に位置し、北は木曾川を境に美濃加茂市・坂祝町・八百津町、東は御嵩町・土岐市、南は多治見市、西は愛知県犬山市に接している。東西南北各端の経度・緯度は次のとおりである。

位 置		面 積 等	
東 端	東経 137 度 09 分 41 秒 北緯 35 度 23 分 54 秒	東 西	16.6km
西 端	東経 136 度 58 分 43 秒 北緯 35 度 24 分 17 秒	南 北	11.0km
南 端	東経 137 度 02 分 55 秒 北緯 35 度 21 分 24 秒	面 積	87.6km ²
北 端	東経 137 度 50 分 北緯 35 度 27 分		

(2) 地勢

本市は、美濃三河高原と濃尾平野との境に位置し、木曾・飛騨両川とその支流が開析した掌状盆地の南半分にあり、平坦地は、木曾川沿いに発達した段丘面と、可児川とその支流に沿って存在し、その平坦地を抱くように丘陵や山地が囲んでいる。それらの丘陵、山地には、特に高山はなく、東部に位置する標高 372 メートルの浅間山が当市の最高地である。

山地の地形

本市の4分の1は山地で占められている。山地とはいっても準平原化を受けており、山の標高はほとんどが 150～300 メートルで非常に平坦でなだらかな丘陵地をなす。このような部分は、浸食を受けやすいやわらかな地質からなっており、洞といわれる小さな谷が複雑に入りこんでいる。

一方、市内東部の浅間山（標高 372 メートル）、西部の鳩吹山（標高 313.5 メートル）付近は、300 メートル以上の高度になっている。固い地質からなり、小さな谷は少なく、傾斜が比較的急な地形になっている。

なお、柔らかい地質からなる地域では、ゴルフ場建設や宅地造成工事が盛んに進められ、自然の景観が減少している。

平地の地形

市内には、東から西へ流れる可児川・久々利川をはじめ、久々利川に南から注ぐ大森川・姫川などいくつかの川が流れている。可児川より、その北岸を含んで南側にはこれらの川に沿って平地が広がっている。

また、木曾川と可児川にはさまれた地域は非常に顕著な河岸段丘を形成している。上から順に禅台寺にある小丘（標高約 110メートル）、中恵土・下恵土から土田の井之鼻に至る台地（標高約 80～100メートル）、土田・今渡に広がる平地（標高約 70～90メートル）の3段である。これらは木曾川に面した側に明瞭な段丘崖を見せる。一方、可児川に面した側では、それほど顕著な段丘崖は形成されていない。

(3) 地質

本市の地質は、基盤岩類、第3紀、第4紀の地層からできている。基盤岩類は、可児市盆地の各所に散点的に露出している。第3紀は、帷子地区、平牧地区を中心とする可児市一帯に分布している。第4紀の洪積層は、市内の丘陵地帯に分布する礫層及び、各所にみられる段丘堆積層である。

(4) 気象

本市の気候は、夏季に降水量が多い太平洋側気候に属しているが、周囲を小高い丘陵に囲まれた美濃加茂盆地にあることや、太平洋岸から90キロメートルも離れている関係から、やや内陸性気候の様相も帯びている。

平成 ~~17~~¹⁴ 年の年平均気温は ~~14.9~~^{14.5} 度であって、最暖月は7・8月で平均気温 ~~27.2~~^{28.2} 度、最寒月は ~~12~~¹ 月で平均気温 ~~1.8~~^{1.8} 度となっている。

また、平成 ~~17~~¹⁴ 年の年間降水量は ~~1,348~~^{1,886} ミリであり、雨水降下量は全国平均並み、県下では比較的少ない地域に入る。5月～10月に年間降水量の ~~70.3~~^{76.3} パーセント以上の雨量があり、~~11月～2月の冬季には、約12パーセントしかない。~~積雪はまれである。

2 社会的特徴

(1) 人口

平成 ~~17~~¹⁴ 年 10月1日現在の本市の人口は、~~97,686~~^{94,652} 人で、前回の平成 ~~12~~⁷ 年国勢調査人口(~~93,463~~^{96,367} 人)に比べ ~~4,223~~^{5,285} 人、率にして ~~4.56~~⁴ パーセント増加した。なお、この増加数は県下 ~~で最も大きく随一であり、~~ 以後も人口は増加を続けている。

平成 17 年 5 月 1 日に兼山町と合併し、平成 ~~18~~¹⁷ 年 ~~4~~⁴ 月 1 日現在の総人口は、~~101,244~~^{101,142} 人で、男女別に見ると、男子が ~~50,410~~^{50,306} 人、女子が ~~50,834~~^{50,836} 人で、女子が男子よりも ~~424~~⁵³⁰ 人多い。

近年は人口の高齢化が進行し、平成 17 年 ~~10~~5 月 1 日現在の 65 歳以上の老年人口は ~~15,298~~~~44,965~~ 人、市全体の ~~15.7~~~~44.9~~ パーセントを占め、また一世帯当たりの人口が減少し、核家族化が進んでいることを示している。

平成 18 年 4 月 1 日現在の外国人登録人口は 6,281 人で、全体の 6.2% を占めており、5 年間で約 1.7 倍に増加している。

(2) 土地利用

本市の土地利用状況は、人口増加に伴い市街地や住宅地が年々拡張され、農地・山林が減少し、宅地が増加している。市制施行時（昭和 57 年）に市総面積の 20% を占めていた農地は 15% になった。同じように、住宅団地、工業団地、ゴルフ場等の造成により、市制施行時に 32% を占めていた山林も 25% を割っている。

(3) 産業

本市の産業は、都市化の進展により従来からあった農業を中心とした第 1 次産業従事者が減少し、製造業を始めとする第 2 次産業を主体とした産業構造であったが、近年大規模小売店の進出等によりサービス業を中心とした第 3 次産業の伸びが著しい。

商業

広見地区及び幹線道路沿いに商業集積が見られ、近年開店した大型店により、本市のみならず近隣市町村からの流入購買者も多く、商店数・従業者数・年間商品販売額ともに増加している。

商業従事者に占める小売業の割合が約 ~~88.86~~ % を占め、残りが一般卸売業となっている。また、小売従業者の中でも飲食料品小売業の占める従業者割合は、約 ~~35.30~~ % となっている。

なお、可茂公設地方卸売市場は、中濃南部地域流通圏の生鮮食料品等の重要な拠点となっている。

工業

製造事業所のうち、従業者数 10 人未満の事業所が ~~52.957~~ % を占めており、100 人以上の事業所は ~~7.977~~ % となっている。業種としては、金属製品製造業や一般機械器具製造業が多いが、製造品出荷額からみると輸送用機械器具製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業も等が多く占めている。

また、可児工業団地（136ha）により本市の工業基盤が整備されている。

農林業

都市化の進展や産業・就業構造の変化により、ここ数年、農地が減少す

るとともに耕作放棄地も増加しており、農業従事者数も平成 ~~127~~年の ~~5,870~~~~6,230~~人に対し、5年後の平成 ~~1742~~年には ~~2,847~~~~5,870~~人に減少している。これら農業従事者数の減少と併せて高齢化も進み、後継者の問題も深刻化している。

市域に占める森林の面積は、減少を続けているとはいえ25%を占めるが、市の総生産に占める林業総生産は0.005%、従業者数も7人と極めて少ない。

観光・レクリエーション

市域内に8つのゴルフ場が点在し、その合計面積は市域の約1割を占めている。また、花フェスタ記念公園等、観光・レクリエーション施設も整備され、これらの従事者も含めたサービス業人口は、卸売・小売業・飲食店を上回り、製造業に次ぐ第2位に位置する。

(4) 交通

道路

本市の道路は、国道3路線(21号線、41号線、248号線)及びこれらと部分的に重複した都市計画道路により基本フレームを形成しており、名古屋方面・高山方面への通過交通をはじめ、地域間の連携を強化している。また、平成17年2月に開設した東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジからは、東海北陸自動車道・中央自動車道・名神高速道路・東名高速道路等へアクセスでき、名古屋はもとより、大阪、東京方面及びその周辺都市への連絡性は従前に増して向上し、インターチェンジへの幹線道路の整備により、さらなる進展が見込まれる。

公共交通機関鉄道

本市の交通機関は、市域の中央部を南北に走るJR太多線、東西に走る名鉄広見線が広域交通の大量輸送機関として、地域発展の重要な役割を担っており、また市内交通機関の主体であるバス路線は、現在、東濃鉄道が ~~10~~~~9~~路線 (YAOバスを含む。)あり、名古屋鉄道が3路線で主に住宅団地と主要駅とを結んでいる。また、コミュニティバスとしてさつきバスを10路線運行しており、各地区と公共施設、病院等とを結んでいる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設の爆破、ダム等の破壊等

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

1 市における組織・体制の整備

(1) 平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部局が実施する業務については、別に定める。

(2) 職員の参集基準等

職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集体制
事態認定後	県内の本市以外の市町村、又は本市にも影響が及ぶ可能性のある県外の市町村が対策本部設置通知を受けた場合	市警戒本部体制
	本市が対策本部設置通知を受けた場合	市対策本部体制

24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃災害事態等が発生し、又は発生しようとしている発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、当直等から速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を整えるなど、24時間即応可能な体制を確保する。

市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制、職員の参集基準及び服務基準について別に定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
情報収集体制	防災担当職員及び関係課の指定された職員
市警戒本部体制	防災担当職員及び関係課職員
市対策本部体制	全ての職員

職員の配置等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、~~可見市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)~~を設置した場合における職員の配置、交代要員の確保、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保など、その機能の確保を行う。

(3) 消防機関の体制

消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動連絡体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化に努める。

また、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃~~災害事態等~~災害事態等が発生し、又は発生しようとしている~~発生した~~場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を国民保護担当課に開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	県知事からの指示による特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	県知事からの指示による特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	県知事からの指示による土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項、第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。県知事からの指示による救援への協力要請を含む。 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	県知事からの指示による医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1項、第2項)
不服申し立てに関する事 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、第175条)	

国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程（平成12年4月1日訓令甲第8号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備

(1) 基本的考え方

防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、県、近隣市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制を整備する。

関係機関の連絡先の把握

市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、随時その更新を行う。

なお、関係機関の連絡先は資料に掲載のとおりである。

＝ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

＝ 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することなどに関し、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関相互の意思疎通を図る。

(2) 県との連携等

県との連携

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県との緊密な連絡を図る。

県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(3) 近隣市町村との連携等

近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、相互応援協定の締結等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

消防機関の応援態勢の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関の資機材等について相互に把握するよう努める。

(4) 指定公共機関等との連携等

指定公共機関等との連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行なえるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

関係機関との協定の締結

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携を確保するよう努める。

(5) ボランティア団体等に対する支援

自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等に対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、市は国民保護措置についての訓練の実施を促進するものとする。この場合、訓練の実施は、自主防災組織の自発的な意思にゆだねられるものであって、その促進に当たって強制にわたらないように留意する。

さらに自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

ボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

3 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や県、主要事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、通信体制の確保に当たって、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設及び設備

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用

ア 夜間、休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集

連絡体制の整備を図る。

- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との非常通信や、非常用電源等を利用した実践的通信訓練を実施する。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を図る。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、災害時要援護者その他情報伝達に際し援護を要する者に対し情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

4 情報収集・提供等の体制整備

(1) 基本的考え方

情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際し、的確かつ迅速な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

関係機関における情報の共有

市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

警報の伝達に必要な準備

市は、県知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。

この場合において、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

防災行政無線の整備

市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

国民保護に係るサイレンの周知

国民保護に係るサイレン音（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて」）については、住民に十分な周知を図る。

大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設について、県知事との伝達の役割分担を考慮する。

民間事業者からの協力

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における民間事業者が、警報の内容の伝達や避難誘導等を実施できるよう努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して収集し、また、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）の様式第3号により県に報告する。

市が収集・報告する安否情報は、次のとおりである。

~~なお、市が県に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）の様式第3号による。~~

【収集・報告すべき情報】

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- (ア) 氏名
- (イ) フリガナ
- (ウ) 出生の年月日
- (エ) 男女の別
- (オ) 住所（郵便番号を含む。）
- (カ) 国籍（~~日本国籍を有しない者に限る。~~）
- (キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（(ア)～(カ)のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限り）
- (ク) 負傷（疾病）の該当
- (ケ) 負傷又は疾病の状況
- (コ) 現在の居所
- (サ) (ク)～(コ)のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (シ) 親族・同居者への回答の希望
- (ス) 知人への回答の希望
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡した住民

- (上記(ア)～(キ)、(サ)、(セ)に加えて)
- (ソ) 死亡の日時、場所及び状況
- (タ) 遺体が安置されている場所

安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよ

う、安否情報の収集、整理及び提供の責任者等をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を行うとともに、必要な体制の整備を図る。

県への報告については、県総合防災情報システムに入力するとともに、定められた様式により被災情報を報告する。

5 研修及び訓練

(1) 研修

研修機関等の活用

市は、消防大学校、市町村職員中央研修所、県地方自治大学校、財団法人県消防学校、財団法人岐阜県市町村職員研修センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

市による研修

市は、広く職員の研修機会を確保する。また、県と連携し、消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材を活用するなど多様な方法による研修を行う。

(2) 訓練

市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

市における訓練の項目及び形態

訓練項目はおおむね次のとおりとする。

なお、訓練の実施に当たっては、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めるものとする。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにする。

住民の避難に関する訓練を行う場合において、住民に対しても当該訓練への参加についての協力を呼びかけるものとする。

この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努める。

県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため、必要となる訓練の実施を促す。

県警察と連携し、特に必要と認めるときは、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次の必要な基礎的資料を整備する。

【市対策本部において集約・整理する基礎的資料】

住宅地図

避難経路として想定される道路網のリスト

輸送力のリスト

避難施設のリスト

備蓄物資、調達可能物資のリスト

生活関連等施設等のリスト

関係機関（国、県、指定地方公共機関等）の連絡先一覧

自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

消防機関のリスト

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、災害時要援護者の避難について、自然災害時への対応を参考にして、避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

なお、避難実施要領に定めるべき事項は次のとおりである。

- (1) 避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県で行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

【救援の項目】

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
医療の提供及び助産
被災者の捜索及び救出
埋葬及び火葬
電話その他の通信設備の提供
武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理
学用品の給与
死体の捜索及び処理
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 基礎的資料の準備等

市は、救援に関する事務を行うために必要な資料を整備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際して、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知するよう努める。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する以下に掲げる生活関連等施設（法施行令第27条及び第28条に規定する施設をいう。）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

【生活関連等施設の種類】

法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇物（薬事法）
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、特に情勢が緊迫している場合等においてその管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて生活関連等施設の対応を参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

国民保護措置住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災に必要な物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置に係る住民の避難や避難住民等の救援に必要な備蓄と防災に必要な備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するよう努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市はその管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、県、法務局等と連携し、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置の重要性について継続的ににおける住民の避難や救援の仕組みなど、国民が自らの生命、身体及び財産を守るといふ観点から知っておくべき知識等についての啓発を行うよう努める。

なお、この場合、広報紙、パンフレット、ホームページ等の様々な広報媒体や研修会等を通じて実施する。

また、災害時要援護者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団や自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長、消防吏員、警察官に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。さらに、日本赤十字社、消防機関、県等と連携し、応急手当に関する知識・技能の普及に努める。

(2) ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立

1 初動体制

市は初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期すため、それぞれの事態に応じて情報収集体制や警戒体制をとるものとし、警戒体制については市警戒本部を設置する。なお、市警戒本部を設置した場合は、その旨を県に報告する。

情報収集体制...国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により国が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合で、市長が本市としても情報収集体制を強化する必要があると認めるときなど。

警戒体制.....国により武力攻撃事態等の認定がされ、県内の本市以外の市町村が国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けたときなど。

国による武力攻撃事態等の認定がない場合においては、情報の収集、分析を行うとともに事態に応じて関係機関により講じられる消防法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置により被害の最小化を図る。

また、警察官職務執行法等に基づき警察官が行う避難等の措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう緊密な連携を図る。

武力攻撃事態等の認定後においては、県、消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、国民保護法における退避の指示等の措置を講じる。

なお、市長は市対策本部を設置する必要があると認めるときは、県知事に対し、市対策本部を設置すべき市として指定するよう要請する。

各体制における動員体制は、別に定める。

2 市対策本部への移行

(1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

市警戒本部を設置した後に、本市に対し、市対策本部を設置すべき通知があった場合には、直ちに市対策本部に移行する。

(2) 地域防災計画に従い対応を行っていた場合

地域防災計画に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において武力攻撃事態等の認定が行われ、本市に対し、市対策本部を設置すべき通知があった場合には、直ちに市対策本部に移行する。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、警戒本部体制をとり、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設等の警戒状況等の確認を行うなど、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部

(1) 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部の開設

市対策本部職員は、市役所に市対策本部を開設する。

市対策本部長は、直ちに県知事、その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合など対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、あらかじめ対策本部の予備施設を指定する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織及び所掌事務については、別に定める。

(3) 市現地対策本部の設置

市対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、市長は、市現地対策本部を設置する。

(4) 市対策本部長の総合調整等

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる措置を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要がある

と認めるときは、市が実施する市内の国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

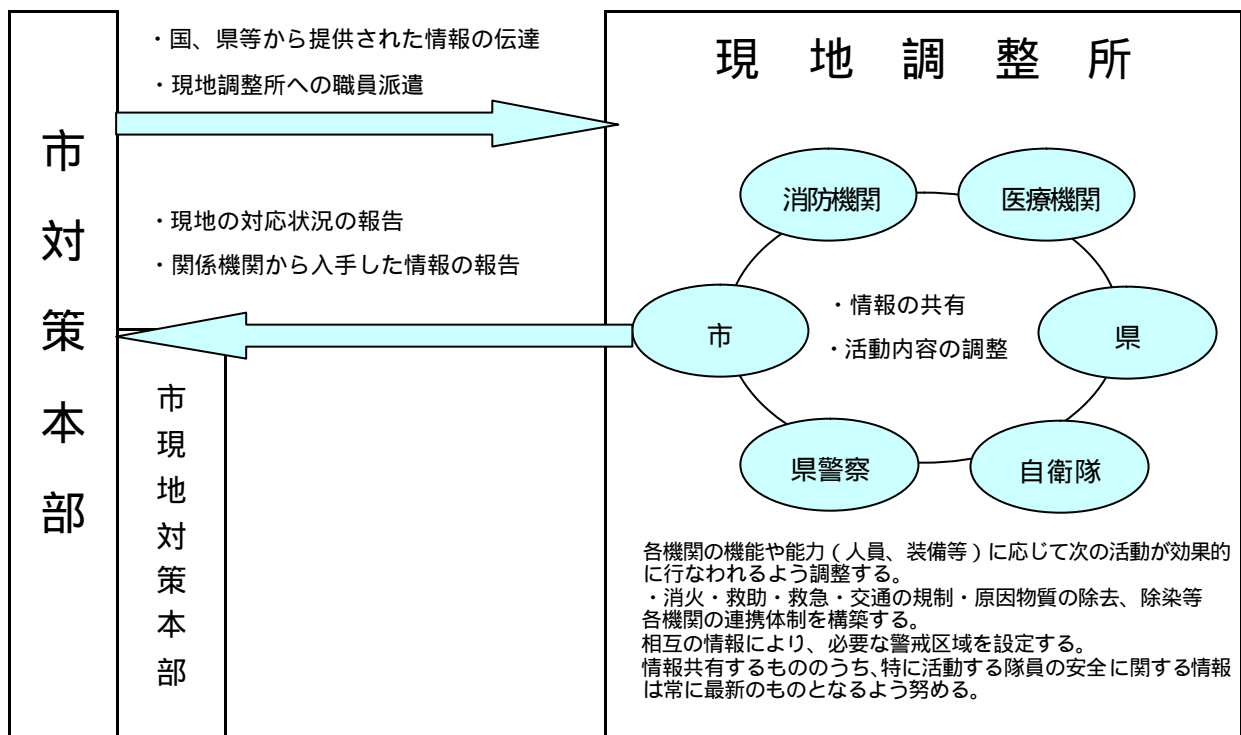
2 現地調整所

(1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣する。）

(2) 事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、

あらかじめ決められた一定の施設や場所だけでなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等もを用いて設置する。

- (3) 関係機関の連携の強化を図るため、現場レベルにおける各機関の代表者が、情報共有や活動調整を定時又は随時に行う。
- (4) 現地における最新の情報を、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。



3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

~~また、県総合防災情報システムを活用して被災情報等を県に報告するとともに市民に対する正確かつ積極的な情報提供を行う。~~

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、直ちにそのための要員を現場に配置する。

また、直ちに総務省に状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県対策本部との連携

市は、各種の調整や情報共有を行うなど県対策本部及び、県を通じ国対策本部と密接な連携を図る。

また、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県知事への措置要請

市長は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等~~による国民保護等派遣~~^①（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断するときは、県知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、地方~~協力本~~^{連絡}部長等を通じて、防衛庁長官に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）並びに治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及

び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（1）他の市町村長等への応援の要求

市長等は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

市長等は、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（2）県への応援の要求

市長等は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（3）他の地方公共団体に対する事務の委託

市が、国民保護措置の実施のため、必要があると認めるときは、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託する。
この場合、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ウ その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県知事に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（1）市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

なお、特に必要があると認めるときは、地方自治法第252条の17第1項の

規定に基づき、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣を求める。
その際には次の事項を記載した文書をもって行う。

派遣を要請する理由
派遣を要請する職員の職種別人員数
派遣を必要とする期間
派遣される職員の給与その他の勤務条件
～ に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 市長等は、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

また、要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県知事等を經由して総務大臣に対し(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

その際には次の事項を記載した文書をもって行う。

派遣のあつせんを求める理由
派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
派遣を必要とする期間
派遣される職員の給与その他の勤務条件
～ に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

市長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

~~市は~~他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに、市はその内容を公示し~~るとともに~~、県知事に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援に応ずるだけの余力がない場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織やボランティア団体に対する支援を行う。

なお、武力攻撃事態等におけるボランティア活動等に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その活動の安全性の有無を十分に見極める。

(2) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。

この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであるため、住民の意思を尊重するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

(1) 避難住民の誘導

避難住民を誘導する市の職員、消防~~吏~~職員及び消防団員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、災害時要援護者の避難の介助等とする。

(2) 避難住民等の救援

県知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、市長及び市の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。協力を要請する内容は、避難所における情報の伝達、食品及び生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等とする。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

市長若しくは消防~~吏~~職員その他の市の職員は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認

めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

- (4) 保健衛生の確保市長又は市の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、水道水の検査及び防疫活動の実施の補助等とする。

第4章 警報及び避難の指示等

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達等

警報の内容の伝達

市長は、県知事から警報の内容の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

警報の内容の通知

- ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報を通知する。
- イ 市は、ホームページに警報の内容を掲載する。

(2) 警報の内容の伝達方法

警報の伝達については、原則として次の方法により行うものとする。

- ア 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれる場合

⇒原則として同報系防災行政無線により、国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

なお、住民等への伝達手段は次のとおりである。

(ア)サイレン(国が定めた放送方法による)

(イ)防災行政無線

(ウ)自治会を通じたの伝達

(エ)広報車

(オ)ホームページへの掲載

(カ)FAX(主に聴覚障害者に対して行う)

- イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれない場合

⇒原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

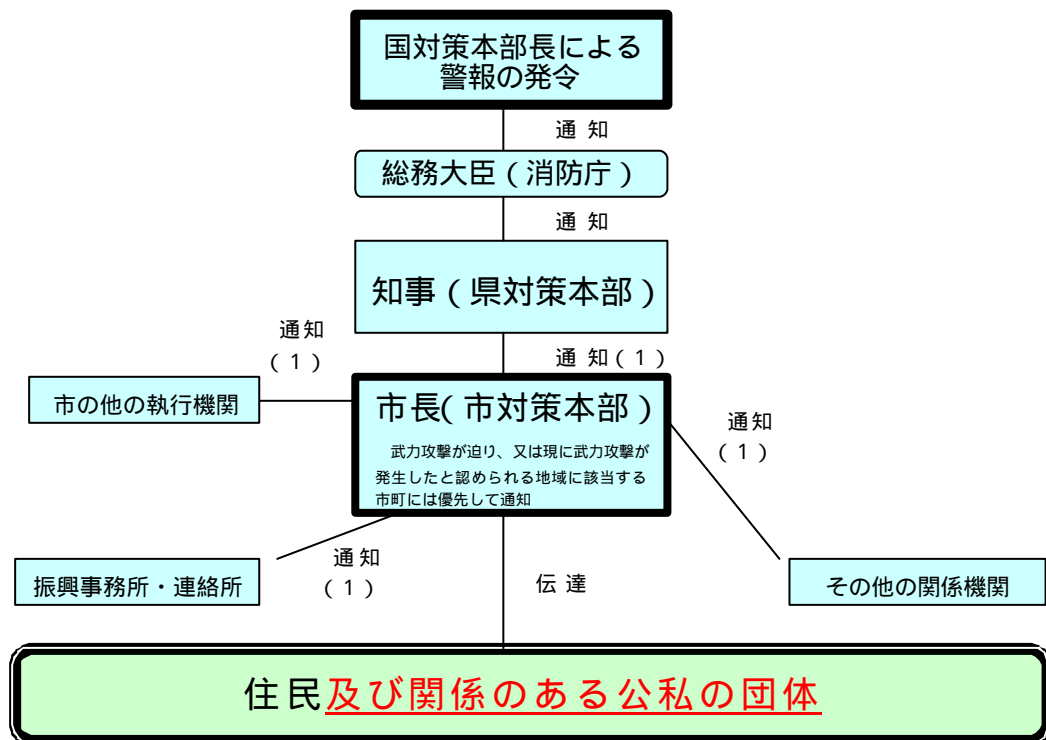
この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、自主防災組織、自治会等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

警報の内容の伝達においては、特に、災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、福祉事務所との連携の下で災害時要援護者の避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

(3) 関係機関への警報の流れ



(4) 緊急通報の伝達及び通知

県知事が発令した緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

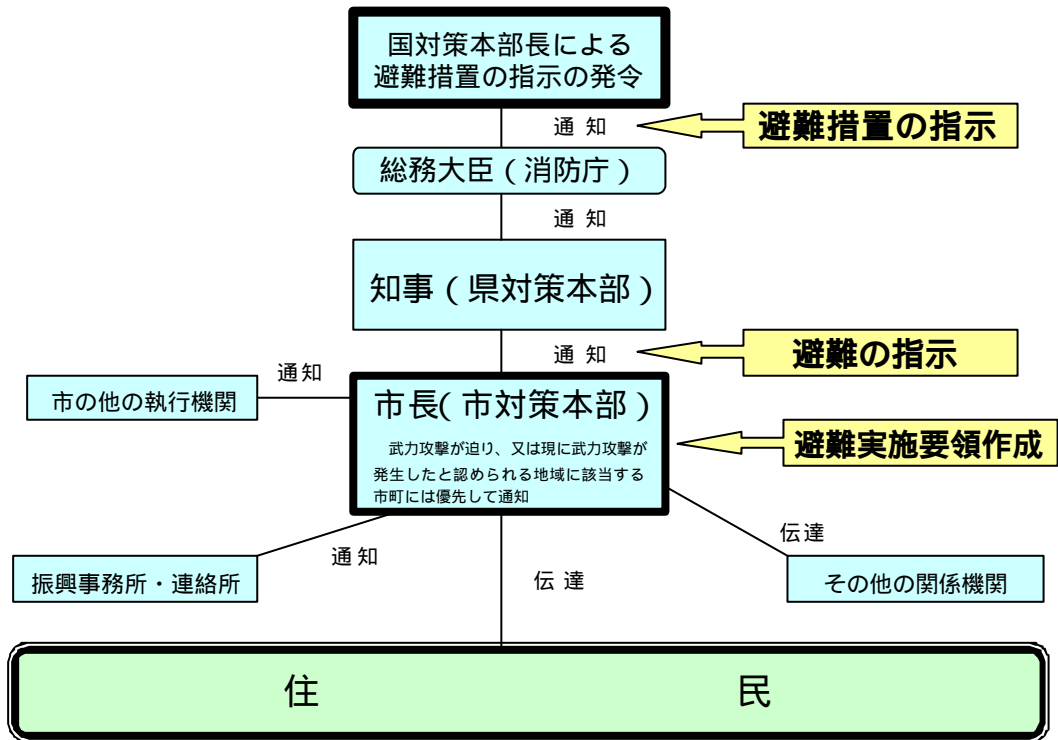
2 避難住民の誘導等

(1) 避難の指示の通知・伝達

市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

関係機関への避難の指示の流れ



(2) 避難実施要領の策定

避難実施要領の策定

市は、避難の指示の通知を受けた場合は、~~県~~その他関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定めるものとする。この場合、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを活用するものとする。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職団員の配置等
- ク 災害時要援護者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本とする。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 運送手段の確保の調整 運送手段が必要な場合
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
(ア) 要援護者の避難方法の決定
(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
(イ) 避難経路や交通規制の調整
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路状況に係る道路管理者との調整)
(ウ) 職員の配置
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
(エ) 関係機関との調整
(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
(オ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
(県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

国対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、県を通じた国対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

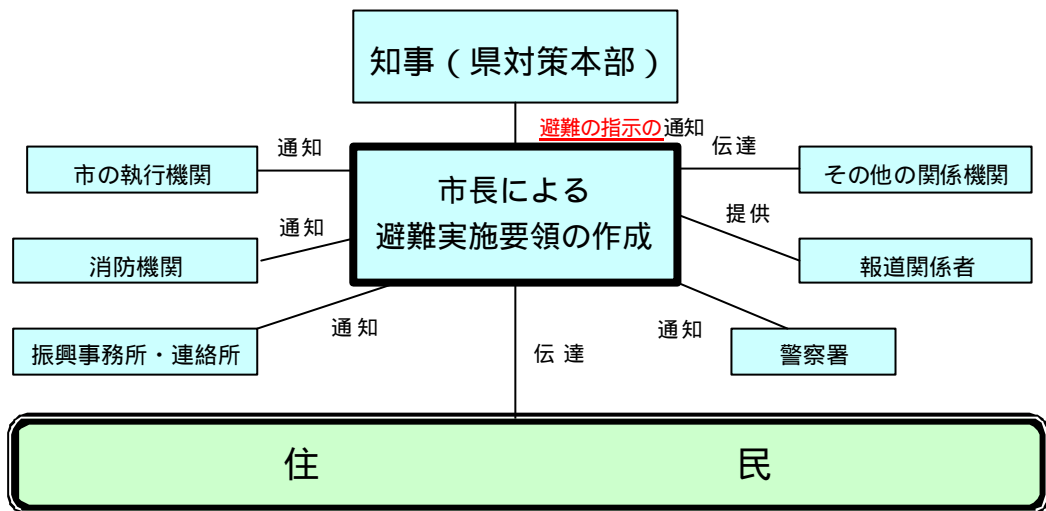
避難実施要領の伝達及び通知等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公

私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちにその内容を市の他の執行機関、市域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供し、放送について依頼する。

市から関係機関への避難実施要領の流れ



(3) 避難住民の誘導

市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。この場合、避難実施要領に基づき自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。また、避難実施要領に基づき、避難経路に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、避難誘導員が、避難経路において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

消防機関の活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するな

ど、地域とのつながりを活かした活動を行う。

避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、~~警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）~~による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

災害時要援護者への配慮

市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

動物の保護等に関する配慮

市は、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。なお、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。

なお、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(ア)ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

(イ)ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察及び自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

(ウ)避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、県、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

a 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等の運

送手段を用いた移動、といった手順が一般には考えられる。

b 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本であるが、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。

(イ) 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

a 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
県知事	避難の指示
市長	避難実施要領の策定

b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の搜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の搜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請・連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画に基づき救援を行う。

また、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援に関する基礎資料

市長は、県知事が集約し所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

県国民保護計画に記載されている救援の内容は、次のとおりである。

収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与

ア 避難所

(ア) 収容する者は、避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(イ) 原則として学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。

(ウ) 収容する期間が長期にわたる場合または長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。また、必要に応じて

プライバシーの確保等に配慮する。

イ 応急仮設住宅

収容する者は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅を設置する。

炊き出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は住宅に被害を受け、避難する必要のある者に対し、炊き出し等を行う。

イ 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の供給を行う。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

医療の提供及び助産

ア 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

（ア）避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。

（イ）医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（以下これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において行うことができる。

イ 助産
避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

ウ D M A T（災害時医療支援チーム）の活用
災害現場に派遣される医療チームとして編成された「Disaster Medical Assistance Team（略してD M A T）」を活用する。

被災者の捜索及び救出

ア 捜索及び救出
避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

イ 安全の確保
捜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、消防機関や県警察等の関係機関と十分な連携を図る。

埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。また、県警察等と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファックス又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し又は半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し又はき損したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒等に対し、教科書等

学用品の給与を行う。

死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、捜索を行う。

イ 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

(4) 既存民間防災組織との連携

武力攻撃災害の場合であっても、一般災害の場合と同様に、民間防災組織の活動に期待するところが大きいことから、地域防災協働隊の仕組みを活用するなど、自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

地域防災協働隊

地域住民等に対する支援や救援を迅速に行なうためには、地域住民の自主的かつ積極的な協力が不可欠であることから、防災のために構築された地域防災協働隊の仕組みを活用するなど、緊密な連携を図る。

建設防災支援隊

被災者の救出・救護、障害物の除去等の応急措置は、建設業者の保有する重機の力に頼るところが大きいことから、建設防災支援隊に協力を要請するなど、緊密な連携を図る。

その他

企業の持つ人的、物的資源を有効に活用することが必要なことから、関係企業に協力を要請するなど、緊密な連携を図る。

(5) 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃（NBCを用いた攻撃）の場合には、特殊な医療活動を実施する必要があるので、県と連携した対応に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理している学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市長は、県知事に対し、安否情報を適時に報告する。

なお、報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会に対する回答

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。~~住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。~~

市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に規定する様式第5号により回答する。

市長は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行なった担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図る。

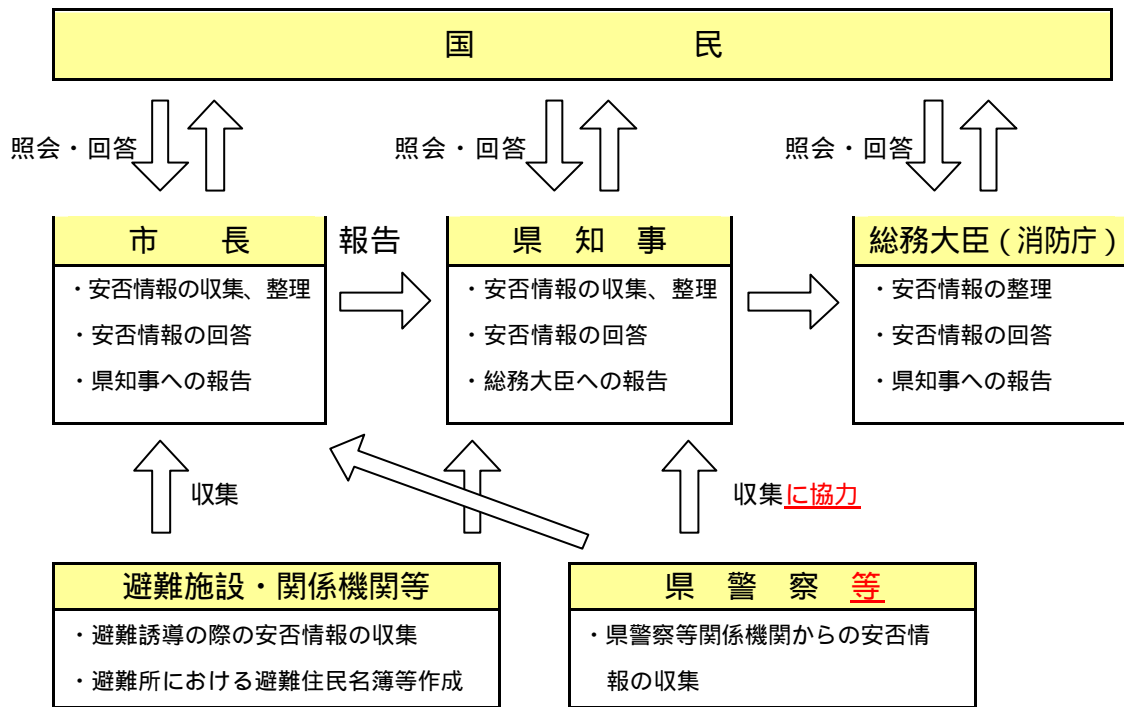
安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ



< 収 集 項 目 >

(1) 避難住民 (負傷した住民も同様)

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所 (郵便番号を含む。)

国籍

～ のほか、個人を識別するための情報

(前各号のいずれかに掲げる情報が不明な場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

負傷 (疾病) の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

～ のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

親族・同居者への回答の希望

知人への回答の希望

親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

(2) 死亡した住民

(上記 ～ 、 に加えて)

 = 死亡の日時・場所及び状況

 = 遺体が安置されている場所

第7章 武力攻撃災害への対処

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

市長への通報

消防~~吏~~職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防~~吏~~職員、警察官から通報を受けた場合には、速やかに、その旨を県知事に通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保

生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の安全確保のため必要な措置を講ずる。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のため次の措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において燃料等の当該物質が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【対象】

市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市内のみの設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取扱うもの（法施行令第29条）

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、のア～ウの措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

(1) 武力攻撃原子力災害への対処

市は、事業所外運搬中の核燃料物質等又は県外原子力事業所で武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

市地域防災計画に準じた措置の実施

原則として、市地域防災計画（原子力災害対策）に準じた措置を講ずる。

放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは県知事から通知を受けたときは、消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者へ確認するとともに指定行政機関の長及び県知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を行い、県知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に通知する。

エ 市長は、県知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

住民の避難

ア 市長は、県知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を県知事に通知する。

武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地对策本部長が運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結

果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、県知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように県知事が要請するよう求める。

また、必要に応じ、県知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように県知事が要請するよう求める。

安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときには、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(2) N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

この場合、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県知事に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、直ちに汚染の範囲特定に資する被災情報を県に報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

市長及び消防長の権限

ア 市長及び消防長は、県知事より汚染の拡大を防止するため、協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

イ 上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

また、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1 .	当該措置を講ずる旨
2 .	当該措置を講ずる理由
3 .	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4 .	当該措置を講ずる時期
5 .	当該措置の内容

要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

3 応急措置等

(1) 退避の指示

退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行うことができる。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、)関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、NBC攻撃と判断されるような場合には、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、及び敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示することができる。

退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、県知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、

県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、県知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の

通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。この場合、工作物等を除去したときは、保管する。

(4) 消防等に関する措置等

市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

消防機関の活動

消防機関は、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技

能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊(大規模また特殊な災害の発生時に災害活動を行なう消防部隊)の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 本市が被災地とならなかった場合、市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にする。

2 被災情報の報告

(1) 市は、被災情報の第1報については~~収集に当たっては~~、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第276号消防庁長官通知)第1総則4(1)に規定する第3号~~に基づき別に定める~~様式により、直ちに報告する。

(2) 第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、県が指定する時間に県に対し、別に定める様式により報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、県知事及び消防庁に対し火災・災害等即報要領第1総則4(1)に規定する第3号~~別に定める~~様式により、直ちに報告する。

3 被災情報の提供

市は、国民に対する情報提供に当たっては、広報担当者を置くなどにより、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。

また、提供する情報の内容について、関係機関との情報交換を行なうよう努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするために、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画の定めに準じて、震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備するよう努める。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村の応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を実施又は支援するとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な確保

水道事業者—水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

道路の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

1 特殊標章等の交付及び管理

- (1) 市長及び消防長は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 1 7 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付又は使用させる。

市長

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

3 特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生したときには、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときには、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送関連施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

住民の避難に関する措置に要する費用
避難住民等の救援に関する措置に要する費用
武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
損失補償、損害補償及び損失補てんに要する費用

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、法に基づく武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用の行政処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償する。

(2) 損害補償

市は、市の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象とする緊急処理事態は、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の内容の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、警報の内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、市内に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。